

Troubleshooting!!

教えて!

診療トラブル 解決法

悩めるドクターに
専門家がアドバイス



「保険診療と自由診療を同じ日にやっちゃいけないって本当なの?」友人医師にそう聞かれたものの……

先日、皮膚科から美容皮膚科への参入を検討している友人医師に、混合診療について聞かれました。

「保険診療と自由診療を同じ日にやっちゃいけないって本当なの? カルテを分ければいいんだよね? そもそも違う疾患だったらいいんじゃないの?」

混合診療については、美容皮膚科医の間でも時々話題になるのですが、医師によって見解が違うことも少なくないので、どう説明したらよいか困ってしまいました。正直言って、私自身も日々悩みながら診療を続けている状況です。ルールを守りたいのはもちろんですが、患者さんから、「前に治療してくれた先生は保険でやってくれたのに…」と言われてたり、患者さんに別の日に予約を取り直してもらったりするのはつらいものです。

たとえば、ニキビ治療を行ったあとでケミカルピーリングやレーザーを使った場合、飲み薬の抗生剤も保険適応してはいけなそうですよね?

実は来週、遠方にお住まいでご高齢の患者さんに予約をいただいているのですが、再度来院していただくのが心苦しくて、保険診療でアトピー性皮膚炎の薬を処方して、同じ日に老人性色素斑の治療でIPL照射を行えないかと悩んでいます。これもいけないのでしょうか?

第2回

混合診療に関する トラブル

弁護士 野間自子 三宅坂総合法律事務所



解決方法

混合診療の問題は本当に悩ましいところがありますね。実際の医療現場では、ご質問のケースのように、かえって医師・患者さん双方に不便だと感じる場面に遭遇することも少なくないのではないかと推察します。

1. 混合診療とは

いわゆる混合診療とは、「公的医療保険が適用される保険診療とそれが適用されない自由診療とを併用して行う診療」をいいます。これについての明文規定はありませんが、「厚労省による健康保険法63条1項で医師が行う診察のうち特定の診療を保険者が被保険者に行う『療養の給付』と定めており、同法86条では混合診療のうち保険外併用療養費を支給する者を限定列挙していることからこれに該当しない混合診療にはおおよそ保険給付をしない」という解釈によって禁止されています。要するに、混合診療の禁止は、健康保険行政上で行われてきた実態といえますが、インターフェロン療法(保険診療)とLAK診療(自由診療)を併用したケースに関して、最高裁判所(平成23年10月25日判決)も厚労省の上記解釈を是認しました。

混合診療においては保険診療部分を含めすべて自由診療扱いとなり、治療費の全額を患者さんが負担することになります(健康保険法63条1項・86条・保険医療機関及び保険医療担当規則18条、19条)ので、患者さんの便宜を図った結果、保険で行える診療行為まで自由診